

Title	近代韓国における日本茶道の影響 : 女子茶道教育を中心に
Author(s)	川本, 理絵
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49204
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	かわもと り え 川 本 理 絵
博士の専攻分野の名称	博 士 (言語文化学)
学位記番号	第 22301 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学位論文名	近代韓国における日本茶道の影響－女子茶道教育を中心に－
論文審査委員	(主査) 教授 尾上新太郎 (副査) 教授 武田佐知子 教授 岸田 文隆 教授 森藤 一史 教授 奥西 峻介

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、1930年代から始まった、朝鮮の女子高等学校・女子専門学校における、日本茶道教育の実態を明らかにし、その実施背景と意味を考察することにある。韓国併合期、朝鮮の女学校で実施された日本式茶道教育の普及について、韓国茶道界は、「茶道教育は、純粋な意味の礼儀作法教育ではなく、日本の茶道を朝鮮半島に植え付けるための、植民地教育の一環であった。」というのが一般的見解であり、あまり意味のないものと評価している。そのため、先行研究もないのが現状である。

一方、日本においても、戦後、韓国茶道に関する研究はほとんどなされず、朝鮮半島で実施された日本式女子茶道教育の実態はもちろんのこと、韓国の茶道文化に目を向けることはなかった。

そういう意味において、本稿は、近代韓国の女子茶道教育に着目し、日本の茶道が女子教育とどのように関わっていったのかを考察する、はじめての試みである。というのは、茶道の世界に女性が本格的に進出するようになったのは、明治時代からのことであるとされるが、明治の文明開化・大正デモクラシー・昭和の太平洋戦争へと急変する時代のなかで、茶道もそのような時勢と無関係ではありえなかったことに問題の所在があると考えられるからである。

茶道は、作法や点前という日常的なことのみならず、芸術・道徳・宗教といった高次のものを含んでいるのであり、「同化主義」・「皇国臣民化」・「内鮮一体」と呼ばれる植民地政策が推し進められるなか、茶道のどのような側面が朝鮮女子教育に必要とされたのかについては、まだ明らかになっていない。本稿では、特にそういった茶道の性格に注目し、当時の時勢の変化とともに女子茶道教育に求められていたものとの関わりに重点をおいて考察をすすめた。

このような問題意識から、第1章では、中国からはじまり、日本や韓国に伝わった東アジアの茶道の歴史を概観した。中国や韓国にくらべ日本は、日常茶飯事である茶の文化を、洗練された芸術につくりあげ、世界でも類をみない特異な総合文化としての「茶道」を完成した。特に、「茶道」の道徳的・宗教的側面は精神を修養し、礼儀作法を通じて、「道」を究めるという意味が大きく、簡素静寂を本体とする「侘び茶」は、日本茶道の精神的象徴であると考えられる。

第2章では、朝鮮より先に女子茶道教育が実施された、日本の女子茶道教育の背景を考察した。ここでは、日本の女学校に導入された茶道教育の性格を明らかにするため、女子茶道教育の先達といわれている、跡見学園の創立者跡見花蔭(1840～1926年)女史と成蹊高等女学校の校長であった奥田正造を取り上げた。日本で最初に女学校教育の

なかに茶道を導入させ、女子茶道教育のさきがけとなった跡見花蹊^{あとみ かけい}の女子教育論は、日本固有の婦徳を重んじる、良妻賢母主義であり、上流奥様の女性像を理想とするものであった。茶の湯は、そのような女史の教育方針に沿う女性を育成するために必要な要素として教育に取り入れられ、大正期までは、伝統的婦徳を重んじる、上流女子教育の範疇を越えるものではなかった。

しかし昭和期になると、女子茶道教育は今までとはちがう、茶道の理念と精神性を強調するようになる。昭和 10 年代の高等女学校の国語教科書のなかに扱われた茶道論のうち、もっとも多かったのが奥田正造の茶道論であるが、彼の茶道論は、控えめな気持ちで茶をたてて楽しむ、「侘び茶」の思想である。簡素静寂の境地を重んじた「侘び茶」は、日常のすべてにおいて宗教性、倫理・道徳性を強調したものであり、昭和期における女子茶道教育は、そういった茶道の精神性・道徳性を重視した奥田正造の茶道論を通して、大正期の上流女子教育の一環として広がりをもせた茶道教育から一変した、「侘び茶」の精神を示そうとしていたものと考えられる。世間を超越した侘び茶人が本当に高く評価されたのは、乱世・戦国時代であるとされるが、戦争への道を歩み始めた昭和時代は、まさに戦乱の世であったといえよう。

昭和期の茶道の特徴は、国家政治に協力する茶道界の動きである。茶道武者小路千家の家元千宗守は『茶道風与思記』のなかで、戦争と国家に忠誠を誓うことを主張した。また、真言宗京都大学教授であった佐伯太^{さへき たく}の書いた『戦争と茶道』は、茶道が忠君愛国に基づく、武士道の道徳律の修業に適するものであるかのような、茶道の本質を離脱した、茶道効用論を説くものであった。しかしこれは、戦争に反対すべきである茶道本来の理念が失われ、茶道が軍国主義にしたがう道具化してしまったことを意味しているといえる。

さらに、こうした時代の変化は、女子教育と茶道・戦争と茶道の関わりのみならず、女子教育そのものの方針をも大きく転換させることになる。昭和 15 年（1940 年）国語教科書に示された「婦道」論は、明治 44 年（1911 年）の国語教科書のたんなる良妻賢母主義の「婦道」に比べ、親子・夫婦の間の愛情や執着を断ち切り、非常時の心構えをもつことが重要な内容となっていた。すなわち、昭和期における女子教育は、戦争が緊迫していく時勢の推移に伴い、皇国の女性としての本分を自覚し、尽忠報国の理念^{じんちゅうほうこく}を全うする女性を育成することが、その基本政策であったと考えられる。

そして第 3 章では、朝鮮女子茶道教育の実態と茶道教育実施に至るまでの背景を追うとともに、女子茶道教育に求められていた究極的目的とその意味を明らかにすることを試みた。そのため、朝鮮女子教育の観点から、第 1 次朝鮮教育令（1911 年）と第 2 次朝鮮教育令（1922 年）、そしてもっとも注目すべき、第 3 次朝鮮教育令（1938 年）までの、朝鮮教育令の変遷過程と内容・教育方針の考察をすすめた。

第 1 次朝鮮教育令における朝鮮女子教育は、良妻賢母の女子の育成を基本としながら、日本語使用の問題が、女子教育においても早急に解決しなければならない、教育の主要な点であった。また第 2 次朝鮮教育令では、1919 年の「3・1 独立運動」をきっかけに、「武断統治」から「文化統治」へと植民地政策修正を余儀なくされた、統治方針転換に従った教育改正であって、従来の朝鮮人教育の程度を向上させ内地人教育と同等のレベルにし、差別を撤廃するというものであった。教育令のなかには「同胞輯睦^{しゅうぼく}」が強調されたのは、このときの教育改正の特徴であるといえる。

そして、朝鮮女子教育に茶道が本格的に導入されるもっとも大きい要因となったのが、第 3 次朝鮮教育令の発布である。日中戦争（1937 年勃発）の拡大によって、朝鮮半島における「皇民化」のための教育や訓練は一層強力に進められるようになり、第 3 次朝鮮教育令は、朝鮮人学生も太平洋戦争の戦士にするという方針の下で行われた政策である「特別志願兵令」公布に伴う、必要不可欠な教育改正であった。志願兵制度の実施は、今までの朝鮮人教育の方針を大きく変え、朝鮮の青年達が戦場へ向かうために、心身共に皇国臣民の本分に徹すべき鍛錬の教育が必要とされたのである。

したがって女子教育の趣旨においても、大きな変化がみられた。それは、順良貞淑にして貞操の観念の強い女性を養成することに最大の重点が置かれるようになったことである。また、実地に基づいた教育こそが「忠良至醇ナル皇国女性」の養成を達成できるものであるという趣旨によって、体験的訓練としての教育は、創氏改名、朝鮮語使用禁止、軍事訓練、勤労働員、神社参拝など、様々な形で実施されていった。

このような状況のなかで、皇国女性の体験的訓練としての茶道が選ばれ、1941 年からは朝鮮のほとんどの女子高

校で家事教育の一環として実施されたのである。文献や聞き取り調査では、日本式茶道教育は、家事教科書のなかで扱われるほか、家族訓練という合宿や放課後の自主参加などといった形で実施されていたことが明らかになった。

茶道を含む、女子教育課程のなかで行われた実践教育の趣旨は、「国家ノ進運興隆ニ貢献シ興亜ノ聖業ヲ果タシ得ル銃後ノ中心人物育成ノ道場タラシメントスルニアリ」とされ、「銃後ノ中心人物育成」にその目的があると明示された。つまりこれは、朝鮮の志願兵制度の実施により、戦争の後方において銃後の守りとして、家庭を支え、一家を守る女性の役割がもっとも重要な問題となったのである。皇国女性とは、軍国主義に適した忠孝・節婦・良妻賢母といった戦時に必要な人物を意味していた。そして茶道はここにきて、皇国女性育成のための役に立つものとなってしまったのである。すなわち、茶道の和敬静寂という倫理法則や「侘び茶」の精神世界が、昭和期の戦争の時代のなかで、精神修行に適したものであるかのように説かれ、皇国女性練成のための手段として選ばれたのであろう。

このような意味において、近代韓国における日本の女子茶道教育は、文化的次元のみで語られるべきものではなく、茶道の歴史の変遷のなかで、その宗教的・道徳的・精神的側面が都合よく政治に利用され、結果的には朝鮮半島の女子教育において、戦時教育の一環として、軍国主義の一役を担っていたといえるのである。

論文審査の結果の要旨

本論文において重要な章は、以下の三章である。

第1章 東アジアの茶道文化

第2章 近代日本女子教育と茶道

第3章 近代朝鮮女子教育と茶道

策1章では、中国・韓国・日本の、それぞれにおける、茶道に関する、主に歴史的観点からする研究がなされている。第2章では、近代日本の女子教育、乃至、それと茶道教育との関係—これらに関する研究がなされている。第3章では、日本統治下の朝鮮半島における女子教育、就中、(日本式)茶道教育、に関する研究がなされている。

本論において、特に重要な章は、第3章である。日韓併合時の朝鮮半島における女子教育を、第1次、第2次、第3次の「朝鮮教育令」の観点で、三つの期間に分け、その実態、当時の日本の権力者たちの思惑等について、具に研究している。その中で、特筆すべきは、第3次の「朝鮮教育令」の時期(1938年から1945年まで)に関する研究である。因みに、第1次の「朝鮮教育令」の時期とは、1910年の韓国併合から1921年まで、第2次の「朝鮮教育令」の時期とは、1922年から1937年まで、である。

1938年、第3次の「朝鮮教育令」が公布されたが、この時期、前にも増して、「内鮮一体化」が、強く叫ばれた。第3次の「朝鮮教育令」においては、「国体明徴」「内鮮一体」「忍苦鍛練」の三項が掲げられ、強く主張された。1937年に、「皇国臣民の誓詞」が制定されたが、第3次の「朝鮮教育令」の趣旨を如実に表示しているものとされる。

「皇国臣民の誓詞」においては、「皇国臣民」「忠誠」「親愛協力」「団結」「忍苦鍛練」等が強調されている。第3次の「朝鮮教育令」は、要するに、教育を通して、日本国家の行う戦争に適した人間の養成を目的としている。

論者は、以上のことを詳考しているのである。

また、論者は、第3次の「朝鮮教育令」の内容を、具に検討し、当時の朝鮮女子教育に求められた目的を探っている。既述の通り、第3次の「朝鮮教育令」の大きな特徴は、徹底した「内鮮一体化」を趣旨とした教育を行うことであつた。従って、日本内地と同等の教育理念が朝鮮半島の教育にも適用された。

第3次の「朝鮮教育令」による教育刷新後、従来の教科書は改編された。そこにおいては、修身が重要なテーマとされた。

では、朝鮮女子教育における「婦道」とは、具体的には、どういうものであつたか。その中に、実践教育ということで、(日本式)茶道が取り入れられたのである。論者によれば、1930年から朝鮮半島の女子教育—女子高等学校と女子専門学校とにおける教育—に(日本式)茶道が取り入れられた。1940年には、朝鮮半島の47の女子高等学校と

女子専門学校で、(日本式) 茶道がその教育に取り入れられた。1941年には、朝鮮半島のほとんどの女子高等学校と女子専門学校とで、茶道教育が行われるようになった。

以上のことを、論者は、当時の雑誌や朝鮮総督府関係の資料をもとに、説得力のある形で、論述している。また、当時の茶道教育を受けた女性たちの貴重な証言も得ている。ただし、第1章、第2章の分量を、極力抑え、第3章を、分量の点からも中心にして、研究がなされたら、より高度の論文ができたのではなかったかという意見も出された。また、朝鮮半島における喫茶の歴史、茶道の伝統、こういったことについて、第1次資料に当たり、研究すべきではなかったかという意見も出された。だが、総じて、研究テーマといい、研究内容といい、優れた論文と言え、博士論文、最終試験、いずれも、全員一致で、合格に値するものと判断した。